

資 料

<表3> 庁内Web-GISの利用例(1～4)

No.	データ名称	データ所管部局	データ管理部局	位置精度	作成年次	概要	備考
1	全市索引図	—	総務局情報システム部システム調整課 内部システム担当係	地図レベル30000	平成11年時点(平成25年度に一部データを修正)	平成11年度1/10000札幌市都市計画現況図及び1/30000札幌市道路網図から位置の特定に必要な主要目標物(区界、道路、鉄道など)をベクトル形式で数値化した全市の概略図	この地図情報は参考情報としてご利用下さい。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
2	共有基図(現況図)	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	国土交通省公共測量作業規程の地図レベル2500に準拠	平成10年9月	札幌市都市計画区域を含む地区について、平成10年9月に撮影した航空写真からデジタルマッピング(一部山間部をマップデジタイジング)手法で数値化した現況図データ	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
3	共有基図修正版	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成28年度	札幌市都市計画区域を含む地区について、平成28年5月3日から7月8日の期間に撮影した航空写真を基に、札幌市を北部・中部・南部に3分割し、北部について作成した正式修正データ。	部については、平成25年5月18日から19日、6月12日、6月30日、7月21日の期間に撮影した航空写真を基に、平成25年度に作成した正式修正データです。 南部については、平成25年5月18日から19日、6月12日、6月30日、7月21日の期間に撮影した航空写真を基に、平成26年度に作成した正式修正データです。 この地図情報は参考情報としてご利用下さい。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
4	町名	まちづくり政策局地域振興部戸籍住民課	総務局情報システム部システム調整課 内部システム担当係	地図レベル30000	平成28年2月1日告示	国土地理院空間データ基盤(札幌市条丁目界部分)を「札幌市町名・住居表示実施区域図」を基に修正を加え、札幌市現況DMデータと重なるようにベクトル形式で数値化したポリゴン及び代表点を作成し、代表点には住所検索用の町名名称を属性として関連付けしたデータである。	条丁目ポリゴンについては概ねの位置を表しているため、厳密な判断が必要な場合は、まちづくり政策局地域振興部戸籍住民課住居表示係まで別途確認すること
5	認定道路	建設局管理部総務課	建設局管理部総務課	地図レベル2500	平成28年3月2日告示時点	国道は図形のみを参考情報、札幌市認定路線に係る道路管理上の道路台帳の調査を参照することを目的とする。 図形は札幌市認定路線網図を元に共有基図修正版を背景に作成、属性は道路台帳の調査を基に作成。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
6	下水道管路施設	建設局下水道施設部施設管理課	建設局下水道施設部施設管理課	管渠及び入孔:地図レベル500程度 土質調査箇所:地図レベル2,500程度	管渠及び入孔:平成27年度末時点 土質調査箇所:平成27年度時点	下水道局で管理している施設のうち、管渠と入孔についての図形と属性を簡略化した形式で共有データとして作成した。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
7	公園緑地	環境局みどりの推進部みどりの推進課	環境局みどりの推進部みどりの推進課	地図レベル2500程度	平成28年3月31日時点	公園は、公園緑地現況図(1/5,000)、背景は共有基図修正版(1/2,500)を使用して作成。 都市環境緑地、都市環境林及びふれあいの森は、1/5,000地番見取図(ラスター)を背景に作成。 その他の緑地は、業務上必要な位置精度で作成。 注記は、平成13年度から都市計画区域内のみ公園緑地現況図(1/5,000)用に整備したデータ。	緑化業務用として、整備したデータあり、位置精度等、厳密な判断が必要な場合は、みどりの推進課まで確認すること。 ※「基図」レイヤは「都市計画基図」へ名称が変更されました。又、「都市計画基図」レイヤについては平成28年度時点の情報となり、以降については更新が行われません。
8	軽量地図	総務局情報システム部システム調整課内部システム担当係	総務局情報システム部システム調整課内部システム担当係	地図レベル2500	平成27年度に更新した共有基図修正版(現況図)を元に加工・編集したデータ	地理情報システムで使用する背景図として現況図に以下の加工を行い軽量地図データを作成した。 (1)レイヤの数を主なものに限定し、陰線処理を解除した。 (2)検索用として建物注記を一行注記に編集した。 (3)建物を面積により3段階に分類分けした。 大:約700㎡以上の建物 中:約200㎡以上の建物 小:約200㎡未満の建物 (4)等高線の間引き処理 (5)道路図形の陰線編集	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
9	1/30,000共有基図注記	—	総務局情報システム部システム調整課内部システム担当係	地図レベル30000	平成13年度時点(平成24年度に一部データを修正)	既存の1/30,000現況図(紙地図)より、必要度の高い注記及び記号を選定しレイヤ分類して1/30,000出図時に当該の大きさで出力される注記データとして整備した。	この地図情報は注記及び記号のデータであるため、背景となる図形はありません。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
10	住区計画	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成28年7月時点の総合道路管理システム	図形は住区計画(住区道路、公園、小学校及び中学校)を共有基図修正版を背景に作成、属性は無い	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。

No.	データ名称	データ所管部局	データ管理部局	位置精度	作成年次	概要	備考
11	用途地域	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成29年2月14日時点	機能的な都市活動と良好な都市環境の確保を目的に、住居や商業・工業などの都市諸機能を適切に配分するための、土地利用上の区分を行うもので、用途や形態、密度などの規制を通して、目的にあった建築物を誘導しようとするものです。 平成4年の都市計画法の改正を受け、現在12種類の用途地域が適用されています。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
12	特別工業地区	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成26年2月18日時点	工業施設の集約的な立地を図る計画的な工業地として、工業地域又は準工業地域を指定する区域に定めます。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
13	戸建住環境保全地区	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成29年2月14日時点	第一種低層住居専用地域を指定する区域のうち、戸建住宅地としての住環境を保全すべき区域に定めます。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
14	職住共存地区	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成24年8月10日時点	職住共存地区(第一種) 工業地域、準工業地域が指定されている区域のうち、住宅市街地としての環境保全を進める区域に定めます。 職住共存地区(第二種) 工業地域、準工業地域が指定されている区域のうち、工業施設の立地を許容しつつ市街地環境の秩序の維持を図る区域に定めます。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
15	小売店舗地区	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成24年8月10日時点	小売店舗地区(第一種) 小売店舗の集約的な立地を図ることを目的に、計画的な開発で将来商業地として位置づけられる区域に定めます。 小売店舗地区(第二種) 特に商業業務の利便増進を目的として商業地域又は近隣商業地域を指定する区域のうち、併せて住宅や文教施設の環境保護を図る区域に定めます。 小売店舗地区(第三種) 近隣商業地域を指定する区域のうち、都市構造上の観点から大規模集客施設の立地の抑制を図りつつ、小売店舗に係る業務の利便の増進と、住宅市街地の良好な環境の保護を図る区域に定めます。 小売店舗地区(第四種) 近隣商業地域を指定する区域のうち、都市構造上の観点から大規模集客施設の立地の抑制を図りつつ、併せて住宅や文教施設の環境保護を図る区域に定めます。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
16	特別業務地区	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成24年8月10日時点	特別業務地区(第一種) 計画的な開発に伴い流通業務施設、沿道サービス施設及びこれらに関連する工業等の集約的な立地を図ることを目的として工業地域又は準工業地域を指定する区域に定めます。 特別業務地区(第二種) 流通業務施設、沿道サービス施設及びこれらに関連する工業等の利便増進を目的として工業地域又は準工業地域を指定する区域のうち、周辺住宅市街地の環境保護を図るべき区域に定めます。 特別業務地区(第三種) 流通業務施設、沿道サービス施設及びこれらに関連する工業等の利便増進を目的として工業地域又は準工業地域を指定する区域のうち、都市構造上の観点から大規模集客施設の立地の抑制を図りつつ、周辺住宅市街地の環境保護を図るべき区域に定めます。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
17	高度地区	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成29年2月14日時点	市街地の環境を維持し、またその利用を進めるため、建築物の高さの限度を定めるものです。 札幌市では、低層住宅地の日照や通風、採光を確保するため、建築物の高さを、北側隣地境界等からの距離に応じて制限しています	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
18	高度利用地区	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成27年3月26日時点	建築物の敷地の統合を進め、小規模な建築物の建築を規制することで、敷地内の空地の確保など、市街地での土地の合理的な活用と都市機能を高めるために定めます。 容積率の最高限度と最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限が定められます。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
19	特定街区	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成10年10月21日時点	良好な環境と良質な建築物を建築し、また有効な空地を確保するなどして、市街地の環境改善を図り、都市の機能にふさわしい街区を形成するために定めます。 容積率と建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限が定められます。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
20	防火地域及び準防火地域	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成27年3月26日時点	密度が高い市街地の形成を図る区域で、建築物の不燃化を進めることで、都市の防災機能を高めるために定める地域です。 この区域では、建築物の用途、規模、構造に応じて、耐火建築物又は準耐火建築物としなければなりません。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。

No.	データ名称	データ所管部局	データ管理部局	位置精度	作成年次	概要	備考
21	風致地区	環境局みどりの推進部みどりの管理課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成27年2月18日時点	自然景観を維持し、都市の自然美が破壊されるのを防ぐために定めます。この区域では、札幌市風致地区内建築等規制条例により、建築物の高さ、建ぺい率の最高限度、壁面の位置などの制限が定められています。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
22	駐車場整備地区	まちづくり政策局総合交通計画部交通企画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成18年3月31日時点	自動車交通の輻輳(ふくそう)が著しい地区で、円滑な道路交通を確保するために定めます。この区域では、建物の用途や規模に応じて、条例で定められている台数分以上の駐車場を設置しなければなりません。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
23	流通業務地区	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成18年3月31日時点	流通業務市街地として整備することが適当な区域で、都市の流通業務機能を向上させるために定めます。この区域では、平成5年に改正された「流通業務市街地の整備に関する法律」に定められている用途以外の建物が制限されます。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
24	流通業務団地	経済局産業振興部産業振興課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成19年3月27日時点	流通業務市街地の中核機能を果たすべく、道路交通の円滑化と流通機能の向上を図るために定めます。この区域では、それぞれの施設の位置及び規模、建ぺい率、容積率等について定めることとなっています。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
25	都市再生特別地区	まちづくり政策局企画部都心まちづくり推進室	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成26年2月18日時点	平成14年に「都市再生特別措置法」により創設されたもので、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るために都市計画に定められています。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
26	地区計画	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成29年2月14日時点	昭和55年に創設された制度で、地区の特性に合わせた街づくりのため、住民参加によって、区画道路、小公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模などを地区のルールとして定める都市計画です。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
27	土地区画整理事業	都市局開発事業部管理課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成25年10月1日時点	道路や公園等の公共施設の整備水準が低く、宅地が不整形で利用効率が低い市街地を面的に整備し、安全で快適なまちにするため、個々の宅地を入れ換え、新しく必要になる道路や公園等を造る事業です。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
28	第一種市街地再	都市局市街地整備部再開発課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成27年7月17日時点	老朽建築物の密集で生活環境が悪化した市街地を不燃化された中高層建築物に建て替え、緑地や歩道状空地等のオープンスペースの確保と公園・道路等の公共施設の整備を一体的に行うことになり、安全で快適な街に再生しようとする事業です。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
29	都市計画道路	まちづくり政策局総合交通計画部道路計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成28年8月19日時点	交通手段としての機能のみならず、道路網としての市街地の骨格を形成し、健全で機能的な都市の発展と快適で文化的な市民生活の確保を目的としたものです。都市計画において定める道路は、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4種類です。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
30	大規模集客施設制限地区	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	地図レベル2500	平成26年2月18日時点	軍工業地域を指定する区域のうち、都市構造上の観点から大規模集客施設の立地の抑制を図りつつ、流通業務施設、沿道サービス施設及びこれらに関する工業等の利便増進と、住宅市街地の良好な環境の保護を図る区域に定めます。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
31	立地適正化計画	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	1/2,500程度	平成29年3月時点	都市計画課で管理する集合型居住誘導区域および都市機能誘導区域(都心・拠点)	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
32	都市再開発方針	—	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	1/2500程度	平成29年時点	都市計画課で管理する整備促進地区および市街地・地区	この地図情報は参考情報としてご利用下さい。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
33	日影規制除外地区	都市局建築指導部管理課	都市局建築指導部管理課	地図レベル2500	平成27年7月17日時点	札幌市建築基準法施行条例(昭和35年条例第23号)第5条の規定に基づく再開発地区計画区域が定められた区域並びに近隣商業地域及び浮工業地域のうち市長が定める区域	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
34	一団地・連担等認定区域	都市局建築指導部管理課	都市局建築指導部管理課	地図レベル2500	平成29年2月14日時点	建築基準法第86条(一定の複数建築物に対する制限の特例)に基づく認定区域	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
35	壁面線指定区域	都市局建築指導部管理課	都市局建築指導部管理課	地図レベル2500	平成7年8月24日時点	建築基準法第46条第1項の規定に基づく区域	壁面線指定区域は、区域全域に同一の規制がかかっているのではなく、区域内の道路それぞれについて道路からの離れを規制しているため、詳細は「建築確認課・南区担当者」に問い合わせください。
36	出水のおそれのある区域	都市局建築指導部管理課	都市局建築指導部管理課	地図レベル2500	平成12年10月3日時点	札幌市建築基準法施行条例(昭和35年条例第23号)第72条の規定に基づく区域	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
37	災害危険区域	都市局建築指導部管理課	都市局建築指導部管理課	地図レベル2500	平成12年10月3日時点	札幌市建築基準法施行条例(昭和35年条例第23号)第66条の規定に基づく区域	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
38	建築協定区域	都市局建築指導部管理課	都市局建築指導部管理課	地図レベル2500	平成13年12月21日時点	札幌市建築基準法施行条例(平成35年条例第23号)第74条の2の規定に基づく協定区域	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
39	宅地造成工事規制区域	都市局建築指導部管理課	都市局建築指導部管理課	地図レベル2500	昭和48年6月7日時点	宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく区域	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
40	航空進行区域	都市局建築指導部管理課	都市局建築指導部管理課	地図レベル2500	昭和33年12月時点	S27年法律第231号「航空法」	航空進行区域に関しては、陸上自衛隊に問い合わせたところ、制定された年月日、告示番号などは不明であるとのこと。ただし、S33.12月防衛庁告示第162号で「丘珠空港」の供用開始の告示を行っているので、同時期に航空進行区域等も定めていると考えられます
41	景観計画	まちづくり政策局都市計画部地域計画課	まちづくり政策局都市計画部都市計画課	地図レベル2500	平成23年11月30日時点	札幌市都市景観条例に基づき、都市景観の形成に重要な地区を指定し、景観づくりの目標や建築物等のデザイン等についてのルールを定め、良好な都市景観の形成を図っていく制度です。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。

No.	データ名称	データ所管部局	データ管理部局	位置精度	作成年次	概要	備考
42	土砂災害	都市局市街地整備部宅地課	都市局市街地整備部宅地課	地図レベル2500	平成29年3月	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域データ	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
43	医療機関マップ	保健福祉局保健所医療政策課	保健福祉局保健所医療政策課	地図レベル50000程度	平成27年3月時点	保健所医療政策課が管理する医療機関の位置情報、及び属性を共有基図に重ね合わせて利用できるように作成されている。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
44	統計区域	市民文化局地域振興部政課	市民文化局地域振興部政課	地図レベル10000	平成10年3月31日時点 (ただし、DID区域は、平成12年度のデータになりません)	小地域統計データの分析に使用する統計区、まちづくりセンター、500m・1kmメッシュの図形、平成12年DID区域及びまちづくりセンターのポイント	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
45	測量箇所	建設局土木部管理測量課	建設局土木部管理測量課	1/2500程度	平成26年3月25日時点	札幌市の測量を行なった箇所情報	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
46	高齢者福祉施設等配置図	保健福祉局保健福祉部高齢施設課	保健福祉局保健福祉部高齢施設課	地図レベル2500	随時	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム、その他高齢者施設の位置図	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
47	専用水道・公衆浴場	保健福祉局保健所環境衛生課	保健福祉局保健所環境衛生課	地図レベル2500	随時	専用水道、公衆浴場、温泉源泉の環境衛生施設情報。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
48	航空写真	—	財政局税政部固定資産税課	画像データ解像度： 20cm/px ～ 16m/px(表示スケールにより可変)	撮影日：平成28年5月3日 から平成28年7月8日	都市計画図の整備範囲をほぼカバーしています。	詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
49	住宅地図	—	総務局情報システム部システム調整課 内部システム担当係	1/2500程度(位置精度は保証されない)	中央区(2008年6月調査) 北区(2008年6月調査) 東区(2008年6月調査) 白石区(2008年5月調査) 厚別区(2008年4月調査) 豊平区(2008年4月調査) 清田区(2008年5月調査) 南区(2008年3月調査) 西区(2008年3月調査) 手稲区(2008年2月調査)	株式会社ゼンリンから販売されている、住宅地図データ(Zmap-TOWN II)。市販されている住宅地図冊子のデジタルデータ版です。	利用ライセンス数に制限があるため、システム管理者により許可されたユーザ・期間のみ利用が可能です。
50	数値地図25000(地図画像)	—	総務局情報システム部システム調整課 内部システム担当係	国土地理院発行2万5千分の1地形図に準拠	平成12年12月1日発行(札幌) 平成16年2月1日発行(岩内)	国土地理院から発行される数値地図25000(地図画像)の札幌・岩内のCD-ROMをGIS搭載用に余白部分を切り取りリサイズに加工したデータ。	この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地2500(地図画像)を複製したものである。(承認番号平16総複、第289号)
51	地番図	財政局税政部固定資産税課	財政局税政部固定資産税課	地図レベル500程度	平成29年1月1日時点	固定資産税(土)評価業務で使用する地番図	詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。 ※「地番図」データは、道路境界及び用地境界を証明するものではありません。また、印刷することはできません。
52	指定区域	環境局環境事業部事業廃棄物課	環境局環境事業部事業廃棄物課	地図レベル2500	平成24年1月10日	廃棄物処理法に基づく指定区域データ	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
53	交通量	まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課	まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課	1/2,500程度	平成28年時点	交通計画の立案等の基礎資料にするために実施した交通量調査結果を整理したデータ	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
54	開発許可等	都市局市街地整備部宅地課	都市局市街地整備部宅地課	1/2,500程度	平成26年4月1日時点	(1)都市計画法第29条に基づく開発許可を受けた区域 (2)(旧)住宅地造成事業に関する法律第4条に基づく認可を受けた区域 (3)宅地造成等規制法第8条第1項に基づく許可を得た区域 (4)札幌市がけ付近における建築物の建築に関する指導要綱に基づくけ付指導を受けた区域の開覧ができます。 ※(2)については、(1)のレイヤ上で開発許可番号「旧〇〇」と表示されます。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
55	防災情報(ハザードマップ)	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課	危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課	地図レベル2500程度	平成27年時点	地震・洪水・土砂災害時の災害危険箇所図(ハザードマップ)	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。
56	アパート・マンション名称	総務局情報システム部システム調整課内部システム担当係	総務局情報システム部システム調整課内部システム担当係	1/2,500程度	平成27年3月時点	市役所内の各部署より集められたアパート及びマンション名称を注記・点にて表現したデータ。	この地図情報は参考情報としてご利用ください。 詳細、ご不明な点につきましては担当課にお問い合わせ下さい。